

令和6年度

省エネ家電買い換え促進 補助金のご案内


エアコン
電気冷蔵庫

周南市では、エネルギー価格高騰によって影響を受けているご家庭へのエネルギー費用負担の軽減、及び家庭部門の温室効果ガス削減による脱炭素化を促進することを目的とし、省エネ性能を有する家電の購入費用の一部を補助します。

申請受付期間 先着順
令和6年
令和7年
4月15日(月)~2月28日(金)

※受付期間内であっても、予算に達した時点で受付を終了します。

補助額最大
5万円
※1世帯1回限り
●対象家電

エアコン・電気冷蔵庫で次のすべてを満たすもの

- (1) 統一省エネラベルに記載されている**最新の目標年度に対する省エネルギー基準達成率が100%以上**
- (2) 令和6年4月1日(月)から令和7年2月28日(金)までの間に、市内の店舗又は事業所で購入したもの
- (3) 新品(未使用品)

省エネルギー基準達成率は購入店又は省エネ型製品情報サイト<外部リンク>でご確認ください。

「省エネ型製品情報サイト」はこちら▶



【例】統一省エネラベル (エアコン)



【例】統一省エネラベル (電気冷蔵庫)

●補助対象者 ※すべてに該当すること

- (1) 周南市に住民登録があり、市税の滞納がない人
- (2) 対象家電を買い換える目的で購入した世帯の世帯主
- (3) 対象家電の購入費について、他の補助制度により補助を受けていない人
- (4) 令和6年4月1日から令和7年2月28日までの間に、買い換え前の家電を特定家庭用機器再商品化法に基づき適正に処理している人

●補助対象経費

対象家電の購入費(附属品・設置工事費・配送等に係る経費及び買い換え前の家電の処分に係る経費を除く。)から消費税及び地方消費税相当額、値引き額並びにクーポン等による割引額を除いた費用が補助対象経費になります。

●補助金額

最大5万円

※補助対象経費に3分の1を乗じて得た額(千円未満の端数は、切り捨て)

※それぞれの対象家電の買い換えであれば家電の組み合わせや台数の制限はありません。



申請から補助金交付までの流れ



申請書及び必要書類

- 補助金交付申請書兼請求書(様式第1号)※市ウェブサイトよりダウンロードして下さい
- 「住民票の写し」(世帯主の記載があり、かつ、当該申請日の前3月以内に発行されたもの)
- 「市税の滞納の無いことの証明書」(当該申請日の前1月以内に発行されたもの)
- 誓約書(様式第2号)※市ウェブサイトよりダウンロードして下さい
- 「対象家電を購入した際のレシート又は領収書(補助対象経費・購入日・購入した店舗又は事業所名・型番等が確認できるもの)」の写し
- 「製造者が発行した対象家電に係る保証書」の写し
- 「買い換え前の家電の処理に係る家電リサイクル券(排出者控)」の写し
- その他市長が必要と認める書類

申請書類 提出方法

補助金交付申請書兼請求書に必要書類を添付し、**環境政策課へご持参**ください。【郵送等不可】



補助金を受けた家電は、定められた期間(令和13年3月31日まで)は保有が義務付けられています。定められた期間内にやむを得ず、売却等の処分をする場合は、処分前に環境政策課への申請が必要です。

また、他の補助金と併用はできませんので、ご注意ください。

【例】「こどもエコすまい支援事業」のリフォーム工事でエアコンを買い換えた場合

【提出先・問い合わせ先】

周南市 環境生活部 環境政策課

〒745-8655 周南市岐山通1-1

・専用ダイヤル(3/1~7/31)TEL 0834-22-8307 ・環境政策課TEL 0834-22-8324

